

【EU】一般特惠関税制度を改正する新規則の制定

前 海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州連合(EU)は、2012年11月20日、一般特惠関税制度を改正する新規則を施行した。これは、同制度の受益国の絞り込み、対象品目に関する変更、人権・環境等に関する国際条約を遵守する国を対象とする優遇制度の資格要件の緩和等を行うものである。新制度の適用は、2014年から始まり、現在176か国の受益国は、89か国に絞り込まれる。

1 新規則制定の背景

EUは、共通通商政策の一つとして、1971年から一般特惠関税制度（Generalised Scheme of Tariff Preferences：GSP）を運用してきた。GSPは、元々は発展途上国の経済発展に寄与するためにEUがこれら諸国からの輸入品目について関税を減免する制度であるが、これら諸国の良好な統治促進の支援手段ともなってきた。

現行制度は、理事会規則(EC)No 732/2008に基づいている。同規則は2011年末に失効するはずであったが、欧州議会及び理事会規則(EU)No 512/2011により、2013年末までその有効期間が延長された。世界経済や貿易の様相は、同規則の制定された2008年と比べて大きく変化してきており、GSPによる支援の必要性が薄れてきた国もあることから、欧州委員会は、2011年5月、従来の規則を廃止して新たな規則を定める提案（COM(2011)241 final）を行った。これは、GSPを最も必要としている国を対象を絞ること、人権や環境に関する国際条約の遵守国を優遇する制度への資格申請の要件を緩和すること、GSP制度の安定性の向上を図ること等に重点を置くものであった。新規則は、2012年10月31日、「一般特惠関税制度を適用し、併せて理事会規則(EC)No 732/2008を廃止する2012年10月25日の欧州議会及び理事会規則(EU)No 978/2012」として公示された。

2 新規則の主な内容

新規則は、本則43か条で10の附則を伴う。以下にその主な内容を挙げる。

(1) GSPの受益国の絞り込み

GSPの受益有資格国は発展途上国（附則Iに規定）であるが、従来、国民総所得を基準とした世界銀行による分類で3年連続して「高所得国」となった受益国をその対象から外している。新規則は、「上位中所得国」も外す対象に加えた（ただし、附則IVに規定する49か国の後発開発途上国（無税）は特例とする）。また、EUと他の貿易協定を締結し、GSPと同等以上の条件による特惠を受ける国も対象から外したが、新規則施行日（2012年11月20日）までに当該協定に仮調印した国については、上位中所得国であってもその適用は2年間猶予するとした。（第4条～第5条）

これにより受益対象から外される国にロシア、ブラジル、マレーシア等がある。

(2) GSPの対象品目に関する変更

合同関税分類品目約7,100のうち、GSPの対象品目（附則Vに32部門に区分して規定）は約6,200で、配慮すべき製品（S品目）約3,800とそれ以外のもの（N-S品目）約2,400に分けられている。S品目の関税は3.5%引き下げられ（ただし、繊維製品については20%）、N-S品目の関税は免除される。新規則は、N-S品目に15品目を追加し、4品目（ビデオ録画装置等）をS品目からN-S品目に変更した。（第6条～第7条）

(3) 人権・環境等の国際条約の遵守国を優遇する制度への資格申請要件を緩和

人権・環境等に関する27の国際条約等（附則VIIIに規定）を遵守しているGSP受益国で、一定の条件を満たしている国は、GSPプラス対象品目（附表IXに規定され、GSPの対象品目より70品目ほど多い）の関税が免除される「GSPプラス国」への資格申請を行うことができる。新規則は、その認定条件を従来より緩和し、直近3年間の平均で、ある受益国のEUへのGSPプラス対象品目の輸出総額の75%以上が、附則Vに規定する品目の7部門（従来は5部門）からの製品によるものであり、かつ、EUへの全対象品目における同国の輸出総額が全受益国からの輸出総額の2%未満（従来は1%未満）であることとした（附則VII）。（第9条～第16条）

(4) 競争力を得た対象品目での「卒業」基準の変更

GSP又はGSPプラスの受益国が、対象品目の特定の部門単位で十分競争力を得たとみなされる場合には、当該部門に関して同国を受益対象から外す「卒業」と呼ばれる規定がある。従来、ある受益国からEUが輸入したある部門の過去3年間の平均輸入額が、全受益国からの同部門の輸入総額の15%（繊維部門の場合は12.5%）を超え、かつ、当該国からの全部門の輸入総額に同部門が占める割合が50%以内であれば、同国は同部門において卒業とされていたが、新規則は、前記基準の15%を17.5%に（繊維部門については14.5%に）引き上げ、当該国からの全部門の輸入総額に同部門が占める割合は考慮しないとし、GSPプラス受益国は卒業判定の対象から外した（第8条、附則VI）。

新たに卒業する事例として、インドの自動車、船舶、航空機等がある。

(5) 附則の更新及び細則等の制定

委任立法の手続（第36条～第39条）により、欧州委員会は、附則の改正、運用に必要な手続規則及び原産地規則等の制定・改正を順次行う。既に、GSP受益国一覧（附則II）の改正（毎年）（(EU)No 154/2013）、卒業部門一覧の改正（3年毎）（(EU)No 1213/2012）、GSPプラス認可基準の制定（(EU)No 155/2013）が行われた。

参考文献（インターネット情報は、2013年3月15日現在である。）

- ・ “REGULATION (EU) No 978/2012 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2012 applying a scheme of generalised tariff preferences and repealing Council Regulation (EC) No 732/2008,” Official Journal of the European Union, L303, 31.10.2012, pp.1-82. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:303:0001:0082:EN:PDF>>
- ・ European Commission, The EU's new Generalised Scheme of Preferences (GSP), October 2012. <http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/october/tradoc_150028.pdf>